

参考資料 有識者検討会議での指摘事項

ここでは、スポーツ庁設置に関して、有識者検討会議の各委員から出された主な意見・コメントを整理している。

(1) スポーツ庁設置そのものに係る指摘事項

(スポーツ庁の機能・役割)

- ・ スポーツ庁の設置形態をどうするかを検討するに当たっては、まずスポーツ庁が何を所管する組織なのかを考えないといけないのではないか。
- ・ スポーツ政策の企画・立案やスポーツ基本計画の推進、全体的・戦略的な資金配分をどのように図るか。
- ・ スポーツ庁には、「より戦略的なスポーツ政策立案」の機能が期待されているのではないか。
- ・ スポーツ庁の設置に関して、「何のために一元化するのか」ということをはっきりさせないと、そもそもなぜそこにスポーツ庁を置くのかという議論になってしまうので、そこをはっきりさせる必要があるのではないか。
- ・ 学校体育を初等中等教育局で所管するという考え方もあるが、スポーツの振興、スポーツを通じた国づくりを考えた場合には、学校体育はスポーツ庁で所管すべきではないか。
- ・ スポーツ庁ができたとしても、現状のスポーツ・青少年局の機能から何がしかの機能をそぎ落とすようなことになっては、スポーツの発展・振興に寄与しないのではないか。障害者スポーツが加わるように、機能がプラスされる方向で考えないといけないのではないか。
- ・ スポーツ庁の役割としては、省庁間の協議に積極的に加わり情報を共有するということがあるのではないか。緩やかな横のネットワークを作るハブ的な調整機能が求められるのではないか。例えば、スポーツ施設の整備等の国土交通省が所管する業務をスポーツ庁に移管するのではなく、国土交通省が所管するスポーツ施設に関する話があればスポーツ庁としてもその協議に加わり、しっかり情報を共有して連携していくことではないか。
- ・ スポーツ庁の所掌業務の性格が助成なのか、規制なのかによって、その組織形態の在り方が変わってくるのではないかと。スポーツ庁を作る場合には、政策の企画立案や振興計画の作成をどうするのかという議論に加えて、全体的に戦略的に資金配分をどうするのかという議論が出てくるのではないかと。
- ・ 海外とのネットワークは非常に重要なので、スポーツ庁はそのような機能も持つべきではないかと。

(内閣府の外局としてのスポーツ庁)

- ・ スポーツ庁を内閣府に設置した場合、現場から遠くなるのではないか。地方に出先機関を有していないことから、課題が多いのではないか。
- ・ スポーツ庁を内閣府の下に置くという場合には、一定の独立性を確保する必要があるのではないか。例えば、現行のスポーツ行政やスポーツ政策を文部科学省の内局が行うことで支障が出ている、あるいは他省庁間の調整に問題が生じているという理由付けが必要と考えられるが、そうした実態はあるのか。

(文部科学省の外局としてのスポーツ庁)

- ・ スポーツ庁に、学校体育、運動部活動を所掌させるのが重要なポイントになるのではないか。学校体育が全くスポーツ庁と関係がないということになると、どこの下に設置してもよいということになり、学校体育を含むということになると、文部科学省の下に置くのがよいということになるのではないか。
- ・ 総合科学技術会議のような重要政策に関する会議をスポーツに関しても設置して、日常のスポーツ行政については文部科学省の外局のスポーツ庁が実施するという体制も考えられるのではないか。

(スポーツ庁の内部組織)

- ・ スポーツ庁の下に、国のスポーツ行政の責任を持つ、シンボルとしてのスポーツ庁長官を置くのが望ましいのではないか。
- ・ スポーツ庁の組織形態をどうするかということと、組織の内部の編成をどうするかということは連動するのか。課題を解決するための内部組織の在り方にまで言及する必要があるのか、あくまでも外形的に形が決まれば内部も決まってくると位置付けるのか、また、もう少し機能別の編成についても考えていくのかということは検討する必要があるのではないか。

(独立行政法人等との関係)

- ・ スポーツ庁を設置した場合、中央省庁の範囲にとどまらず、独立行政法人やスポーツ団体等との関係・役割分担も、スポーツ庁設置前とは変わってくるのではないか。また、庁としての組織的な規模の観点からも、日本スポーツ振興センター等の独立行政法人との関係を整理しなければならないのではないか。

(地方との関係)

- ・ 地方との関係でスポーツ庁が果たす役割をどのように考えるか。
- ・ 地方自治体側からみて、スポーツ庁を設置することによって、今まで連携していた仕組みが機能しなくなるということでは問題になるので、スポーツ庁という組織形態の

下で、両者の機能をうまく組み合わせた形が作れるかが課題になるのではないか。

(その他)

- ・ スポーツ庁を設置する場合には、庁の新設に関しては現状スクラップ&ビルドの原則があるので、それとの兼ね合いをどうするか。実質的に組織をどうするかを検討を行うときにはこの議論が関わってくるので、念頭に入れておく必要があるのではないか。
- ・ スポーツ庁の設置を検討する際、オリンピックについてはあまり意識しなくてもよいのではないか。元々はスポーツ立国戦略があり、それに基づきスポーツ基本法が制定され、その基本法第 9 条にスポーツ基本計画の策定が明記されているので、法の精神とそれに基づいて作られた計画を実現していくために最適な組織は何かを考えるべきではないのか。
- ・ 仮に、「スポーツ・オリンピック庁」や「スポーツ・オリンピック・パラリンピック庁」となった場合には、調整の意味が大きく変わってくるのではないか。

(スポーツ省構想)

- ・ スポーツ庁の在り方については、スポーツ省の創設も視野に入れながら言及していく必要があるのではないか。

(2) 諸外国調査に関連して出された指摘事項

- ・ スポーツ庁の機能、役割を考える際にイギリスの NDPB の「アームズレングス（運営の独立性が維持されている状況）」のような、関係機関の自立性も活かしながら、緩やかにコントロールする方法も考えられるのではないか。
- ・ イギリス・カナダ・フランスでは、省大臣とは別に閣外大臣、スポーツ担当大臣を設けている。日本でもシンボリックな意味合いを持たせるのであれば、スポーツ界の方に長官に就任いただくという方法や、金融庁のように長官と担当大臣を別にするという方法もあり、スポーツ庁のトップについては様々な形態が考えられる。